

# 「事業に対する特許の貢献度評価」

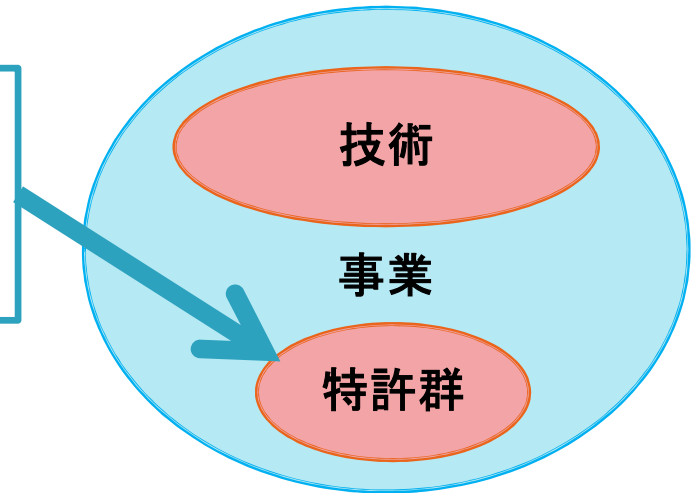
2016/1/19

日本知的財産仲裁センター

弁理士 井上 一

# (1) 貢献度評価の意義

事業に対する特許群全体としての貢献度に対して個々の特許が占める割合を評価する。



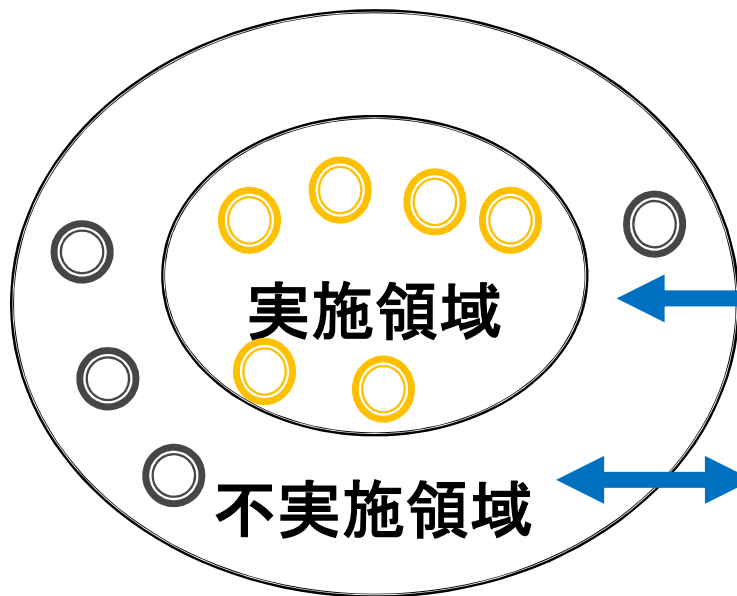
## (2) 具体的用途

- 技術協同組合から株式会社移行時の株式分配の算定
- 知財活動のチェック
- 職務発明の評価
- 不実施機関に対する不実施補償の算定

# (3) 貢献度評価の概要・特色

## b. 評価の対象とする特許

### (i) 守りの特許



### 守りの特許

(排他力により事業を強くする特許)

・実施技術特許

・等価的特許

(実施技術に対して等価的価値を持つ技術に関する特許)

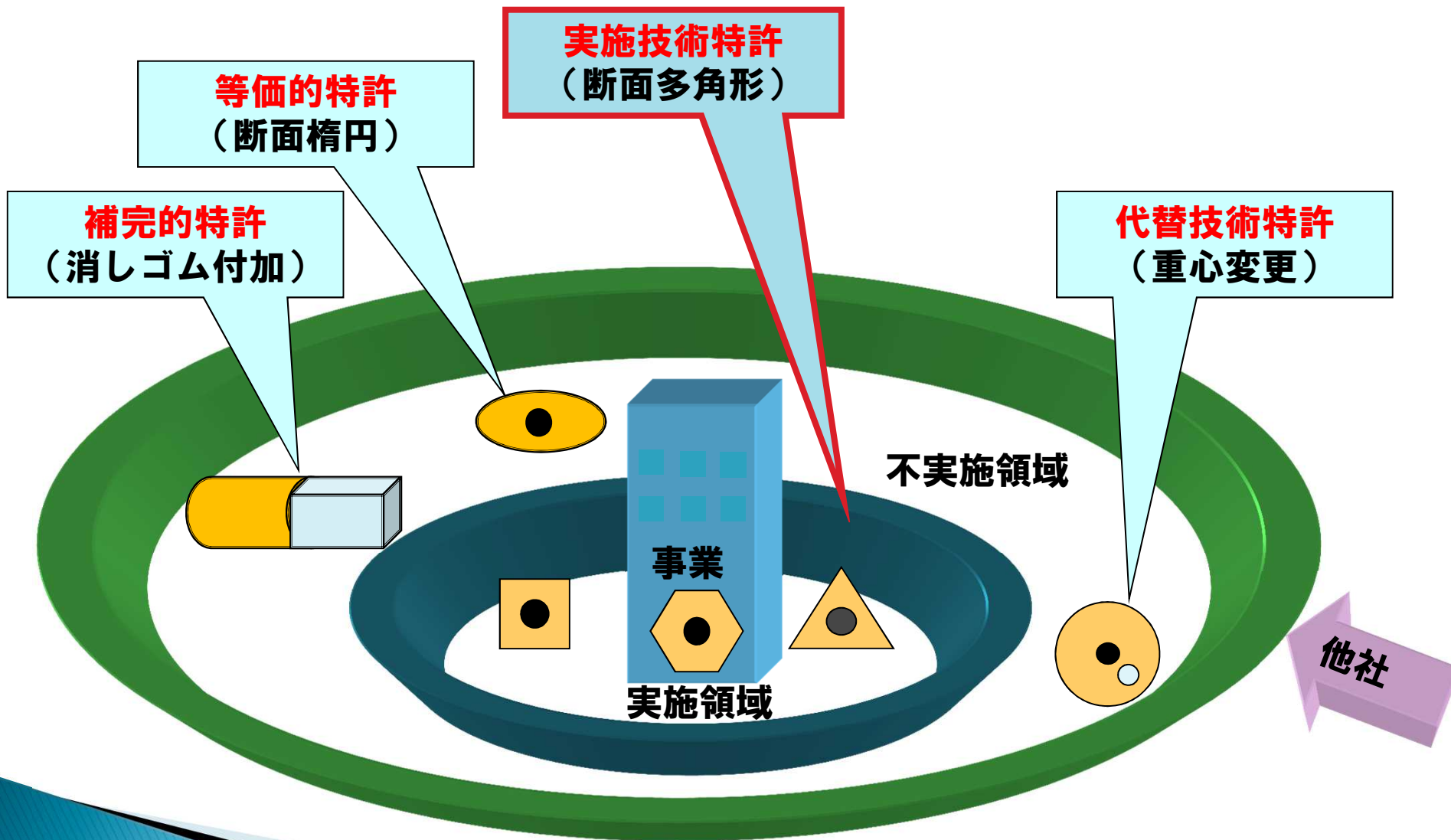
・補完的特許

(必要に応じて補完的に差し替え可能な技術に関する特許)

・代替技術特許

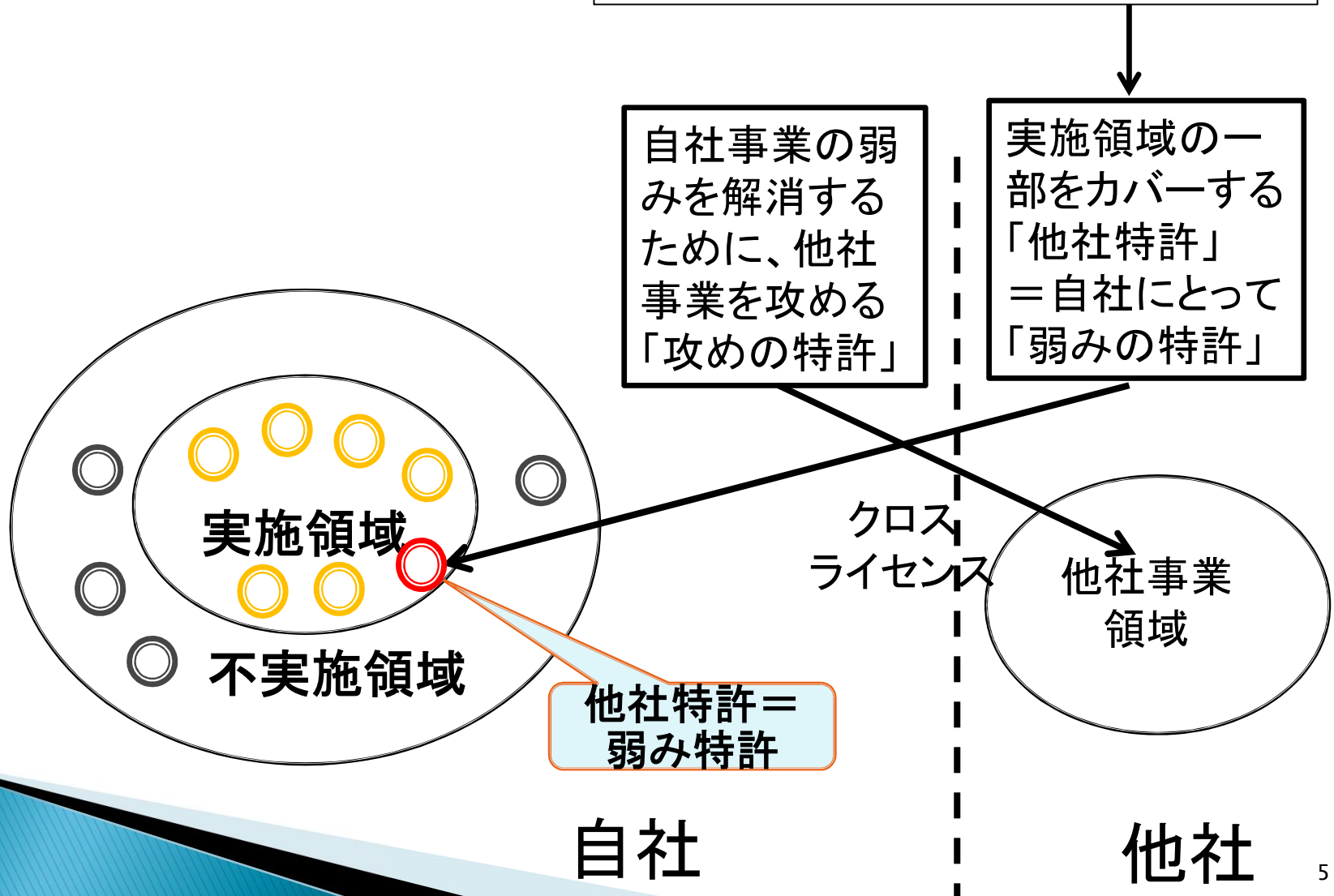
(代替技術での事業参入を阻止する特許)

# (4) 評価の対象とする守りの特許



# (5) 評価の対象とする攻めの特許

「事業適合性判定」で発見し、事業開始前に弱みを解消する。



# (6) 守りの特許の評価手順

事業を複数の技術要素に分解

事業に対する個々の技術要素の相対的価値を評価

各技術要素中の特許とノウハウの割合の評価

各技術要素に属する特許が対象とする技術の階層化

個々の特許の排他力の法的評価

事業に対する特許の貢献度評価

競争力寄与係数K: 1

特許寄与係数: K2

技術重要度係数: K3

登録未登録係数: K4  
法的評価係数: K5

$$= K1 * K2 * K3 * K4 * K5$$

## 競争力寄与係数(K1)の決定の際の評価項目（例）

事業における技術の重要度	
非常に高い	10
高い	7
中程度	5
低い	2
ひじょうに低い	0

技術の創造性	
基本的技術	5
基本技術に準ずる技術	4
大幅な改良発明	3
中程度の改良発明	2
小幅な改良発明	1

代替技術に対する優位性	
代替技術なし	5
代替技術はあるが、自らの技術が相対的に有利	3
代替技術があり、自らの技術が相対的に不利	1

## 特許寄与係数(K2)の決定の際の評価項目 (例)

技術要素中の特許の寄与度	
ほぼ全て特許を使用している	100%
ノウハウ・製造技術も含むが、特許が主流となっている	75%
ノウハウ・製造技術と特許の使用割合が同程度	50%
特許も含むが、ノウハウ・製造技術が主流となっている	25%
ほぼ全てノウハウ・製造技術を使用している	0%



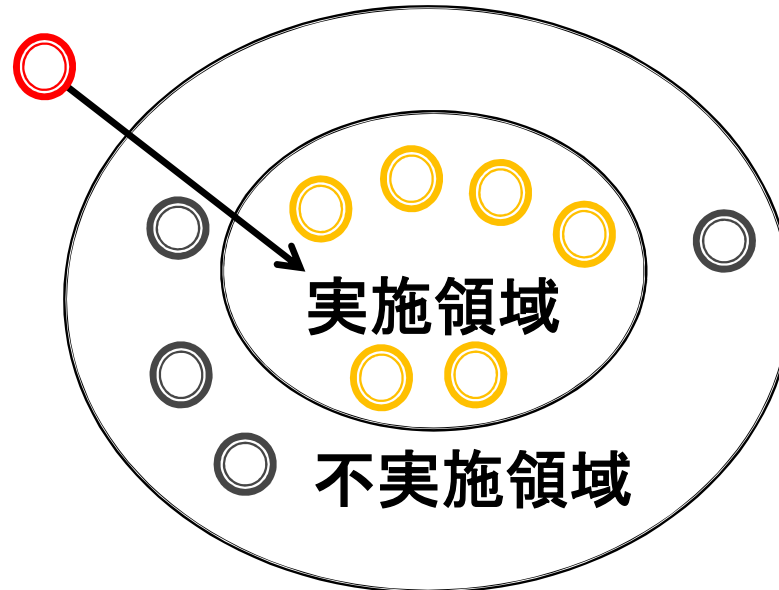
## 技術重要度係数(K3)の決定の際の評価項目 (例)

技術要素1	
コア技術	$K1 \times K2 \times K3a$
コア代替技術	$K1 \times K2 \times K3b$
コア等価技術	$K1 \times K2 \times K3c$
コア補完技術	$K1 \times K2 \times K3d$
準コア技術	$K1 \times K2 \times K3e$
ノンコア1	$K1 \times K2 \times K3f$
ノンコア2	$K1 \times K2 \times K3g$

$K3a > K3b > K3c > K3d > K3e > K3f > K3g$

## (7) 攻めの特許の評価

攻めの特許によってライセンスインされる弱みの特許(他社特許)○を, 自社の守りの特許として評価し、その評価結果を用いて攻めの特許を評価する



# センターでの貢献度評価事業

- 評価の種類

## 貢献度評価

	第1号	第2号	第3号
実施技術に関する特許 (守りの特許…代替技術特許を除く不実施技術特許も含めて可)	○	○	○
1号 + 代替技術特許 (守りの特許)		○	○
事業の弱みを解消する特許 (攻めの特許)			○